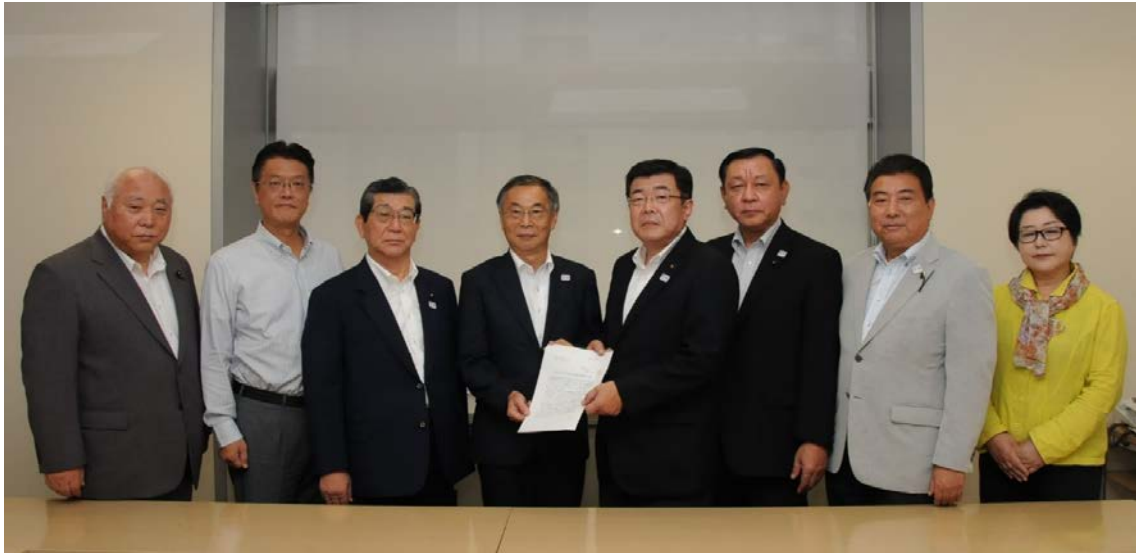


公社住宅の快適性が大きく前進します！

＜自己負担分の浴槽・給湯設備の更新を公社負担に！＞



平成28年8月29日・東京都住宅供給公社・理事長宛に要望を提出する都議会公明党

東京都住宅供給公社は、新築住宅については昭和58年度から、既存住宅の空家については平成12年度から、公社の負担で浴槽・給湯設備を設置しています。しかし、入居時には公費負担の制度がなく、自らの負担で浴槽・給湯設備を設置した方も多く、故障等により取り替えが必要になった場合、自らの負担で修繕や新規購入・設置を行っています。

今回、都議会公明党は、一般的な賃貸住宅では、

- ①浴槽・給湯設備はすでに標準仕様化され始めている、
- ②高齢居住者にとっては、自らの負担で浴槽等の更新を図ることは経済的に困難である、

などの観点から、適切な家賃負担のもと、住み替えをしなくても居住性の向上が図られるよう、居住中の住宅においても浴槽・給湯設備を設置する制度の検討を要望し、翌日、公社は早速、本制度の見直しに着手し、都議会公明党の要望に沿った新しい取り扱いがスタートしております。

詳しくはHPアドレス (<http://www.to-kousya.or.jp/>) をご確認ください。

【お問合せ先】 東京都住宅供給公社「J K K 東京 お客さまセンター」

電話番号 0570-03-0032

受付時間 9時00分～18時00分（土・日・祝日を除く）